

正誤表

(下線の部分は修正部分)

【地上基幹放送局再免許等申請マニュアル（令和5年4月）】

箇所	正	誤
46頁 12行目	* 「(17)イ(ア) 収益」及び「(19)イ 資産、負債及び収支の実績」 ⇒ 電波法施行規則第43条の <u>2</u> 第2項の規定に基づき報告を行った決算期ごとの事業収支の結果により確認できる場合	* 「(17)イ(ア) 収益」及び「(19)イ 資産、負債及び収支の実績」 ⇒ 電波法施行規則第43条の <u>3</u> 第2項の規定に基づき報告を行った決算期ごとの事業収支の結果により確認できる場合

【地上基幹放送局再免許等申請マニュアル《別冊》関係法令抜粋（令和5年4月）】

箇所	正	誤
76頁 3行目	<p>(認定等の基準)</p> <p>第3条 地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、次に掲げる条件（法第116条の5第4項に規定する認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（国内基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。）を行う認定基幹放送事業者に限る。）が法第116条の6第1項本文の規定の適用を受ける場合及び同条第2項各号に掲げる者が同項において読み替えて準用する同条第1項本文の規定の適用を受ける場合にあつては、第4号イ及び第5号を除く。）を満たすものでなければならない。</p> <p>[(1)～(8) 略]</p>	<p>(認定等の基準)</p> <p>第3条 地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、次に掲げる条件（法第116条の4第4項に規定する認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（国内基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。）を行う認定基幹放送事業者に限る。）が法第116条の5第1項本文の規定の適用を受ける場合及び同条第2項各号に掲げる者が同項において読み替えて準用する同条第1項本文の規定の適用を受ける場合にあつては、第4号イ及び第5号を除く。）を満たすものでなければならない。</p> <p>[(1)～(8) 同左]</p>
76頁 44行目	<p>[削る]</p>	<p><u>(9)</u> 自由享有基準第12条において、次に掲げる地域は隣接する放送対象地域として扱う。 北海道と青森県、千葉県と神奈川県、広島県と愛媛県、福岡県と山口県、兵庫県と徳島県、長崎県と熊本県、鹿児島県と沖縄県</p>
76頁 44行目	<p><u>(9)</u> [略]</p>	<p><u>(10)</u> [同左]</p>
77頁 5行目	<p><u>(10)</u> [略]</p>	<p><u>(11)</u> [同左]</p>
77頁 8行目	<p><u>(11)</u> 当該業務を行おうとする者（コミュニティ放送の業務を行おうとする者を除く。）が法第93条第1項第7号イからルまでの各規定に該当しないこと。 <u>コミュニティ放送の業務を行おうとする者が法第93条第1項第7号イからルまで（ホを除く。）の各規定に該当しないこと。</u></p>	<p><u>(12)</u> 当該業務を行おうとする者が法第93条第1項第7号イからルまでの各規定に該当しないこと。</p>
78頁 2行目	<p>別紙1（第3条関係） 第3条<u>(10)</u>による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。</p>	<p>別紙1（第3条関係） 第3条<u>(11)</u>による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。</p>